

い〜な暮らし応援券『利用登録店』募集のご案内

＜登録無料＞ 商品券配布総額 約4億5500万円！

伊那商工会議所

伊那市では国の交付金を活用した物価高騰対策として、全業種で利用できる伊那市物価高騰対策商品券「い〜な暮らし応援券」を全市民に送付します。

つきましては、い〜な暮らし応援券（商品券）を取り扱う登録店を下記実施要領により募集しますので、内容をご確認のうえ、ご登録くださいますようお願いいたします。

■「い〜な暮らし応援券」実施要領

1. 発行券名	い〜な暮らし応援券
2. 発行者	伊那市
3. 応援券発行総額	455,000 千円
4. 発行枚数・券構成	市民一人当たり、額面「1,000円券」×7枚(7,000円分)1冊を伊那市から送付【65,000冊（予定）】 <ul style="list-style-type: none"> ・7枚中4枚は全店共通 3枚は中小規模店舗限定 ・店舗面積1,000㎡を超える店舗は、共通券のみ使用可 ・店舗面積1,000㎡以下の店舗は、共通券と中小規模限定券が使用可
5. 登録店資格・範囲	伊那市内に所在する店舗または支店等（南箕輪村拡大エリアは裏面参照）ただし、以下の事業者は対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力と関係を有している事業者 ・法令又は公序良俗に反する事業者
6. 登録店の表示方法	登録店ポスター掲示、伊那市・伊那商工会議所・伊那市商工会のHPで紹介【ポスター掲示・HP掲載開始日：令和8年5月1日（金）】
7. 応援券の利用範囲	登録店の取り扱う商品・サービス等を対象とします。但し、次のものは対象外とします。 ① 性風俗関連特殊営業において提供される役務 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する。 ② 換金性の高いもの <ul style="list-style-type: none"> ・商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等 ③ 株券・先物・保険・宝くじ等の金融商品 ④ 国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い ⑤ 登録店舗が利用対象外に指定した商品、サービス ⑥ その他、法律で応援券による購入が禁じられている商品（たばこ等） ※必ず事前に内容を明示して、トラブルにならないようにして下さい。
8. 釣銭	釣銭は出さないものとする。
9. 応援券の利用期間	令和8年5月15日（金）～令和8年7月31日（金）まで <u>※この期間を過ぎた応援券は無効とする。</u>
10. 登録店の換金有効期間	令和8年5月15日（金）～令和8年8月31日（月）まで【土日祝除く】 <u>※この期間を過ぎた応援券は一切換金に応じません。</u>
11. 応援券の換金請求と入金処理方法等	後日登録店舗に通知します。【期間内に7回換金予定】

12. 換金時の負担額	換金手数料なし。額面どおりの金額で換金します。
13. 換金請求窓口	伊那商工会議所・伊那市商工会（会員のみのみ）・J A上伊那（グループ店舗のみ）
14. 登録店の責務等	(1)登録店であることがお客様に分かるよう、見やすい所に登録店ポスターを指定期間掲示すること。【指定期間：令和8年5月1日（金）～令和8年7月31日（金）】 (2)万が一複製・偽造された券等不正に使用される応援券の受け取りは拒否すること。 (3)お客様が利用した応援券の裏側に必ず店名を記入し、換金手続きを取ること。 (4)登録店は応援券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。 (5)登録店は自店の仕入等自らの営業活動に利用しないこと。 (6)盗難、紛失又は滅失に対し、発行者はその責を負わない。
15. 登録店申し込み方法	申込書に記載のある二次元コードからお申込みください。別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAX（73-7766）からでもお申込みできます。 ※同一事業所で複数店舗の申込みを希望される場合は、店舗毎にご提出ください。
16. 登録店申込期限	令和8年3月2日（月） ※応援券の有効期間中は随時受付しますが、市民送付時に同封される登録店一覧への記載ができない場合がありますので、ご了承ください。
17. 登録店申込先	伊那商工会議所 伊那市中央 4605-8 TEL 72-7000 FAX 73-7766
18. 実施主体	伊那市商工観光部 商工振興課（伊那市下新田 3050 TEL 78-4111 内線 2431）
19. 問合せ先	伊那商工会議所（伊那市中央 4605-8 TEL72-7000・FAX73-7766） 伊那市商工会（伊那市高遠町西高遠 1678 番地 1 TEL94-2309・FAX94-4160） J A上伊那（伊那市狐島 4291 TEL72-6110・FAX78-9002）

◎南箕輪村対象エリア拡大要件（西箕輪地区の地形が入り組んでいる為、地区住民の消費エリア拡大）

【事業者要件】（拡大エリアに対する追加要件）

- 法人においては、伊那市内に本社、本店等が所在すること
- 個人事業主においては、事業主（経営者）の住民登録が伊那市にあること
- 大規模小売店舗を除く

【対象エリア】 西箕輪地区に接する南箕輪村の区域で次の主要幹線道路を基準とした斜線部分。

- 国道361号沿線及びその北側の区域
- 主要地方道伊那箕輪線（春日街道）沿線及びその西側の区域
- 県道吹上北殿線沿線及びその南側の区域
- 伊那西部広域農道沿線

（参考図）

